

ご契約者の皆さまへ

三井住友海上火災保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、関係者の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症によりご契約者さまが影響を受けられた場合、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険について、継続契約の手続きや保険料のお支払いを猶予する等のお取り扱いができる場合があります。

詳細は、ご契約のお取扱代理店、または当社のご相談・お問い合わせ窓口までお申し出ください。

記

【自賠償保険以外（自動車・火災・傷害等）の取扱い】

ご対応可能な項目	ご対応の内容
1. 継続契約の締結手続きの猶予	2020年3月13日から6か月後の末日（2020年9月30日）までに満期日が到来する、感染症により影響を受けた契約者（※）の契約の継続手続きを、2020年3月13日から最長6か月後の末日（2020年9月30日）まで猶予します。
2. 保険料払込みの猶予	2020年3月13日から6か月後の末日（2020年9月30日）までに感染症により影響を受けた契約者（※）が払込むべき保険料の払込について、2020年3月13日から最長6か月後の末日（2020年9月30日）まで猶予します。
3. 積立保険の任意解約をA表解約とする緩和措置	2020年3月13日から6か月後の末日（2020年9月30日）までに感染症により影響を受けた契約者（※）が積立保険の任意解約を申し出た場合に、A表を適用して計算した解約返戻金を返還します。
4. 積立保険の満期時・解約時・契約者貸付の本人確認簡素化	2020年3月13日から6か月後の末日（2020年9月30日）までに感染症により影響を受けた契約者（※）が満期手続、解約・契約者貸付の手続を申し出た際に、保険証券を紛失している場合などは本人確認を簡素化します。
5. 契約者貸付を行う場合の貸付利率の優遇	2020年3月25日から6か月後の末日（2020年9月30日）までに感染症による影響を受けた保険契約者（※）が契約者貸付を申し出た場合、貸付利率を「予定利率」まで引き下げます。

※「新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた場合」には、契約者が新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけでなく、感染疑義（罹患者との濃厚接触）に伴い自宅待機される場合や感染防止を目的として代理店との対面をご希望されない場合、ご契約の代理店が休業や業務縮小、対面募集を自粛している場合などにより、通常のご契約手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

【自賠責保険の取扱い】

ご対応可能な項目	ご対応の内容
<p>1. 継続契約の締結手続の猶予</p>	<p>(1) 車検対象車 < 7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）に自動車検査証の「使用の本拠の位置」を有する自動車 > 自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年2月28日から2020年5月31日まで（※）の自動車に付保された保険契約であり、2020年2月28日から2020年6月1日までに保険期間の終期が到来する保険契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年6月1日を限度として、猶予します。 ※ただし、自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年4月1日から2020年4月7日までに到来するものは除きます（継続契約手続猶予の適用対象外）。</p> <p>< 7都府県以外 > 自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年2月28日から2020年3月31日までの自動車に付保された保険契約であり、2020年2月28日から2020年4月30日までに保険期間の終期が到来する保険契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年4月30日を限度として、猶予します。</p> <p>(2) 車検対象外車 < 7都府県に自動車検査証の「使用の本拠の位置」を有する自動車 > 2020年2月28日から2020年6月1日までに保険期間の終期が到来する保険契約について、2020年6月1日を限度として、継続手続を猶予します。</p> <p>< 7都府県以外 > 2020年2月28日から2020年4月30日までに保険期間の終期が到来する保険契約について、2020年4月30日を限度として、継続手続を猶予します。</p>
<p>2. 保険料払込の猶予</p>	<p>2020年2月28日から6か月後の末日（2020年8月31日）までに契約締結する契約の保険料の払込みについて、2020年8月31日を限度として払込みを猶予します。 ※ただし、自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年4月1日から2020年4月7日までに到来するものは除きます（継続契約手続の保険料払込猶予の適用対象外）。</p>